

## 平成 26 年度第 6 回八戸市子ども・子育て会議議事録

### 【日時】

平成 26 年 10 月 24 日（金）13 時 30 分から 14 時 24 分

### 【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 2 委員会室

### 【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：9 名）

前澤委員、坂本委員、椛沢委員、田頭委員、田中委員、松井委員、阿部委員  
小笠原委員、長澤委員

(2) 事務局（7 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

#### 【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援 G L）  
吉田主幹、清川主査、上村主事

(3) 委員代理出席（1 名）

道合 康子氏（山西委員代理）

### 【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 保育料の設定（案）について

(2) 教育・保育給付に係る支給認定基準（案）及び保育利用調整基準（案）について

(3) その他

3 閉会

## 議事録

(開会 13 : 30)

### ○司会

ただいまより、平成 26 年度第 6 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、伊藤様、山西様、出貝様、小向様、瀧澤様、荒谷様、中川原様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

### ○会長

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は第 6 回になりまして、全国的に大変、新制度は注目をされておりました、既に公定価格が発表されて以来、全国的にいろいろな動きがございまして、認定こども園の方では修正をしようということがでてくる、そのようなことがございまして注目されている制度でございますが、八戸に合わせた形で行ってまいりたいと思っております。

本日の審議は、1 つ目には、保育料の設定（案）について、2 つ目は、教育・保育給付に係る支給認定基準（案）及び保育利用調整基準（案）について、御審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

### ○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。

皆様の御協力をいただきまして円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日 1 つ目の議事（1）保育料の設定（案）について、事務局より説明願います。

### ○事務局

保育料の設定案について御説明いたします。

それでは、資料 1、1 ページをお開き願います。

1 ページと 2 ページに国の利用者負担額の案を掲載しております。

利用者負担額の位置付けでございますが、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めることとされております。

ここで 1 ページ目について、資料の訂正がございまして、右と左の表の第 5 階層のところでは 211,200 円以上とありますが 211,201 円以上となりますので資料の訂正をお願いいたします。

それでは国の利用者負担額案の中身の説明に入ります。まず、教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額案について、認定こども園、幼稚園で実施する1号認定子どもに対する保育料でございます。

左側の表が現行の保育料、右が利用者負担額案となっております。左側の現行の保育料については、幼稚園では各園で保育料を設定できるとされておりますので決まった保育料がなく、表下の米印のとおり、現行の保育料、実際の保育料等の全国平均から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたものが現行の保育料に記載されているものです。

右側の利用者負担額案についても同額となっているものです。

次に、2ページを御覧ください。

保育認定を受けた子どもの利用者負担額案について記載しております。

上の表は、満3歳以上の利用者負担額案です。2号認定に対するものでございます。

下の表は、満3歳未満の利用者負担額案です。3号認定に対するものでございます。

左側の表については、現在の国の保育料徴収基準額が現行の保育料の欄に記載されており、右側の表では、変更箇所として階層区分が変わっており、今までは所得税額に基づき保育料を決定していたものですが、新制度においては市町村民税によって保育料を決定することとなっております。第3階層から第8階層まで所得割課税額に基づくものと変更となっております。

保育標準時間の保育料の額については、現行の保育料と同じものとなっております。

新制度において、11時間保育施設を利用することができる保育標準時間のほかに、8時間保育施設を利用することができる保育短時間という制度ができております。右側の保育短時間については、保育標準時間の保育料単価に1.7パーセントの軽減率を基本として軽減を行ったものが保育短時間ということで国から提示されているものです。

続きまして、3ページを御覧ください。

保育料と公定価格の関連性について記載しております。

公定価格から、上乗せ徴収分を除く保育料を引いたものが、施設型給付費として市から施設へ支払いとなる金額になります。

公定価格の内訳が左側の表になりますが、上から、地方単独費用分、こちらは1号認定の場合に限るものです。その下が全国统一費用分です。

その下に保育料市単独軽減分がございますが、右側にまいりまして、1号認定保育料の最高額が25,700円となっているものですが、市が独自に20,000円として設定した場合の例を示しております。この最高額25,700円と20,000円の差額5,700円が、保育料の市単独軽減分の欄に入ってくるものでございます。

その下の保育料の保護者負担分には、先ほどの20,000円がこちらの金額になってくるものでございます。

こちらの公定価格から保育料の保護者負担分を除いた分が、施設型給付費として市から施設に支払いになるものです。

そのほかの施設の収入といたしましては、上乗せ徴収分と実費徴収分がございます。

上乗せ徴収分については、右側にまいりまして、従来、施設が30,000円として定めていた場合、公定価格で賄える分25,700円との差額、公定価格で賄えない分4,300円を上乗せ徴収するかどうかを、施設で判断することになります。

この判断につきましては、公定価格と私学助成とを例えば比較し、公定価格の収入が多いという場合、4,300円の徴収をしないことができる、という判断を施設で行っていただくものとなります。

次に、4ページを御覧ください。

新制度における保育料と税額の適用の関連性について記載しております。

まず、26年度における2・3号認定子どもに対する保育料でございます。

基準額表については、現在市が定めた基準額表を適用しております。

右の適用される税額でございます。ここで資料の訂正がございます。平成26年度所得税額とございますが、平成25年分所得税額と訂正をお願いします。

平成25年分所得税額を用いて市が定めた保育料基準額表を使って保育料を決定するという流れとなっております。

27年度以降について、保育標準時間につきましては、国の利用者負担額案では同額と示されておりますので、市の基準額表も同じ額を使ってまいりたいと考えております。

27年度保育料については、26年6月に市民税額が決定されておりますので、この税額を適用して27年4月以降の保育料を決定するという流れとなっております。

しかし、平成25年分所得税額と平成26年度市民税額については、積算根拠の所得は同じ額となりますので、保育料については27年度4月以降についても原則同じ額で保育料を決定してまいりたいと考えております。

27年度6月に27年度市民税額が決定された場合、9月からこの税額を用いて新たな保育料額を決定するという流れになります。

次に1号認定子どもに対するものでございます。

26年度については基準額表がございませんので、各園で独自に定めた保育料となっております。27年度以降については、市が定めた基準額表を使います。その際の税額は2・3号認定子どもと同様、26年6月に決定された市民税額を用いて保育料額を決定するということになります。27年9月以降に保育料額が切り替えとなりますことも同じでございます。

本日の会議におきましては、まず、2・3号認定子どもに対する保育短時間の基準額表を御審議いただき、続いて1号認定子どもに対する27年度市保育料基準額の金額について御審議いただきたいと考えてございます。

次に、5ページを御覧ください。

2・3号認定子どもの保育短時間に関する保育料の積算方法を記載しております。

保育短時間の保育料につきましては、国の利用者負担額案では保育標準時間保育料から1.7パーセントの軽減率を基礎として軽減し算出しているものです。

左側の表は国の利用者負担額案の再掲となります。右側は市が定める基準額表となります。

左側の国の利用者負担額案の表については、軽減率1.7パーセントと申し上げましたが、1.7パーセントを基礎にするということでありますので、実際の軽減率を求めた表となっております。例として第2階層について、3号については同額であり、2号についても同額となっております。第3階層では、3号について99.0パーセント、2号では98.8パーセントの軽減となっております。

この軽減率を使い、市の保育標準時間から保育短時間の保育料を求めてまいりたいと考

えてございます。

次に、6ページを御覧ください。

保育料案、1号認定こども用でございます。

案を2つ提示してございます。

案1は、国の利用者負担額案をそのまま用いるものでございます。

国の利用者負担額案については、入園料 52,000 円、保育料 256,000 円を含む全国平均 308,000 円から各階層における幼稚園就園奨励費の補助単価を差し引き、12 か月で割り1月当たり単価を出しているというものです。

次の参考の表は、国では全国平均を使っておりますので、市の実態と合わせるため、市の幼稚園就園奨励費の管理システムの実績データから集計したものであり、入園料は各園が用いている 30,000 円で設定し、給食費は各園の金額が判断できるデータがなく、ある園で用いている 4,000 円を用いております。

データの中身は、計の行を御覧いただくと児童数は 1,727 人で、入園料は 51,810,000 円、保育料と給食費の合計は 41,420,750 円、年額にすると 548,859,000 円となります。ここから就園奨励費を引き 12 で割ったものが純粋な保護者が支払う保育料額となるであろうと判断しております。

国の案では給食費は抜いて考えておりますので、あくまでも参考データとして御覧いただきたいと思います。

案2は、上記の参考データに基づき、国と同様、給食費を抜いたものの形となります。給食費は実費徴収となりますので保護者から保育料として徴収できないものでございます。

入園料の取扱いでございますが、国の Q&A では、入園料については入園時 1 回限りの金額となっておりますが、教育の費用に充てられるものと考えられる費用については毎月の保育料から徴収するのが基本とされておりますので、入園料を含めて計算しております。

案2の表のうち、1人1月当のところでございますが、国の案との差が多いところで 3,600 円の減となっております。

御説明については以上でございますが、本日案1、案2としてお示しいたしましたが、本日の会議での決定ではなく、これらの案について委員の皆様から御意見を頂き、また、必要に応じて各事業者の団体などから別な案がございましたら御提案いただければと考えておりますので、それらの案を含めて、再度、次回会議において御審議いただきたいと考えております。

なお、別な案を御提案の際には、11月の5、6日を目途に事務局へ御提出頂きたいと考えております。

以上でございます。

○会長（議長）

ただいま説明をいただきました。

今回、案が出されましたが、これについてもう一回、来月の会議で決定していくということですので、各団体において、1号認定案1、案2どちらにするか、また第3案というものもあるでしょうということについても協議していただきたいということになります。

この場で、何か御質問・御意見はございませんか。

ないようですので、持ち帰って次回、皆様から意見を頂いて決定していきたいのでよろしく申し上げます。

次に（２）教育・保育給付に係る支給認定基準（案）及び保育利用調整基準（案）について、事務局から説明願います。

#### ○事務局

資料２、教育・保育給付に係る支給認定基準（案）及び保育利用調整基準（案）について、御説明いたします。

まず、前提としまして、子ども・子育て支援新制度において、大きく変わる手続きのひとつに支給認定がございます。

新制度の下で、教育・保育施設などを利用する子どもは、市町村から１号・２号・３号の支給認定を受けて施設などを利用することとなります。

この支給認定及び保育の利用申込が受入数を超えた際の利用調整の手続につきましては、法律に基づき市が行っていくこととなりますが、その際の基準について、一部、市で定める必要があることから、本日、市が定める案について御承認をいただきたいと考えているものです。

１ページ目を御覧ください。

保育必要量の認定基準（案）について、御説明いたします。

まず、保育必要量とは、２号認定及び３号認定の保育が必要な子どもが、保育施設を利用できる時間の区分のことで、保育標準時間及び保育短時間の２つの区分に分けられます。

保育標準時間認定となった場合には、１日につき最大１１時間の利用、保育短時間認定となった場合には、１日につき最大８時間の利用が可能です。

このどちらかの区分で市が認定を行うこととなりますが、保育が必要な事由のうち、保護者の就労、出産前後、災害復旧、虐待・DVのおそれがあることの場合には、国が規則で認定区分を定めておりますので、それに従い認定を行ってまいります。

このうち、保護者の就労により保育が必要な場合、保育短時間認定の基準となる就労時間の下限については現行と同じ６４時間とすることで、７月の第３回の会議において御承認をいただいております。

その他、保護者の疾病や障がい、求職活動、育児休業取得時の継続利用の場合につきましては、市町村の判断により区分を設けないことができるとされていることから、今回、市が区分を定めるものです。

このうち、保護者に疾病・障がいがあるときは、保育が必要な状態は時間帯で変化するものではないと考えられることから、全て保育標準時間で認定することとします。

次に、保護者が求職活動中であるときは、活動時間を証する書類を確認することは難しいこと、また、短時間の保育で求職活動は可能と考えられることから、全て短時間で認定することとします。

続きまして、育児休業取得時の継続利用、これは保護者が育児休業を取得する際に、生まれた児童の上の子が既に保育施設を利用している場合、保護者が休業中で基本的には在宅であるものの、継続して保育施設を利用できることとなっているもので、育児休業その

ものは保育が必要な事由ではなく、子どもの環境の変化に配慮した扱いであることから、全て短時間で認定することとします。

続きまして、下の3つの項目、同居親族の介護及び看護、別居親族の介護及び看護、就学や職業訓練を受けている場合には、必要な保育時間は個々の事情で異なると考えられることから、保護者が必要とする時間により区分を設けて認定することとします。

次に、2ページを御覧ください。

支給認定の有効期間の案について御説明いたします。

支給認定の有効期間は、保育を必要とする事由ごとに国が有効期間を一部定めておりますが、事由のうち、保護者の求職活動、育児休業取得時の継続利用のほか市が認める事由、つまり表の一番下、別居親族の介護・看護の場合については、市で定める必要があります。

このうち、求職活動を事由とする場合の有効期間は90日とすることを考えております。これは、雇用保険制度の失業手当の給付日数が90日を基礎としていることから、国では90日を限度とし市町村が期間を定めることとされているものですが、現在、市では、求職活動を理由とする保育所入所期間を5か月間としていること、また、90日では就職が難しい状況もあり得るものと考えられることから、90日を経過した後も、引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、60日を経過する日が属する月の末日まで有効期間を設けることができる、という基準とすることを考えております。

しかしながら、この取扱いについて、現時点で国から示されているのは再度認定できるという取扱いのみで、期間の定め方につきましては詳細が示されておらず、60日以外の期間となることもあり得るものです。

いずれにせよ、90日を経過後再度認定が必要となる際には、現行の5か月間よりも短い取扱いとならないよう、期間の定め方について法規関係の部署と調整を行っているところです。

次に、育児休業取得時の継続利用の有効期間につきましては、現行どおり、育児休業対象児、つまり産まれた下の子が1歳6か月に達する月の末日までとします。

ただし、この有効期間が終了する年度の翌年度に上の子が就学を控えている場合には、小学校就学前まで利用できることとしております。

続きまして、別居親族の介護・看護の事由につきましては、同居親族の介護・看護の場合に準じ同様の期間といたします。

次に、3ページを御覧ください。

保育利用調整基準（案）について、主な変更点を中心に御説明いたします。

利用調整の概要としましては、市町村は法に基づき保育施設の利用について調整を行うこととなっており、保育の利用定員を超える利用申込があった場合には、基準の点数などに基づき利用調整を行い保育施設のあっせんを行っております。

優先順位の設定は、現行の基準と同様、(1)の基準点数及び(2)の調整点数で判定することとなりますが、利用調整方法の1のとおり、児童の状況により福祉事務所長が必要と認めた場合には、優先利用が可能となっております。

表の中で、現行との変更点が1か所ございます。

表の3行目、現行では、入所児童の施設変更の場合、同一世帯の2人以上の児童が異なる保育所へ入所している場合、優先利用の特例となっておりますが、改正案では、後ほど

御説明いたしますが、調整点数で加算対象の取扱いとすることを考えております。

この理由としましては、施設変更、つまり転園を希望する際には、転居に伴うものであれば優先を考慮すべきかと思われませんが、兄弟で同じ施設を希望するという理由は、確かに考慮すべきではあります。施設は違うにせよ既に兄弟が保育を利用できていることから、利用の申込をしている他の児童との公平性を鑑みて、特例ではなく調整点数で加算対象の取扱いとすることが適切ではないかと考えたものです。

その他の項目につきましては、全体的に子ども・子育て支援法などに用いられている語句や表記に改めた内容となっており、基本的な取扱い方針は変わらないものです。

なお、この表の特例に該当しない場合には、表の下、2のとおり、基準点数及び調整点数を用いて利用調整を行っております。

次の4ページ以降では、具体的な項目及び点数について載せてございます。

4ページを御覧ください。

ここで、新制度において大きく変更された取扱いを御説明いたします。

表の左上の色が付いている部分の2行目ですが、現行では、父母の状況のほか同居の親族その他の者、例えば祖父母などが児童の保育に当たれない場合を保育に欠ける事由としておりますが、新制度では、右側の改正案のとおり、保育が必要な事由は父母又は養育者の状況のみで判断し、同居の祖父母などが保育をすることができる状況であっても、保育を利用することができることとなりました。

なお、この変更に伴い、祖父母などが保育をすることができる状況であれば、点数を減算するなどの方法が示されたことから、後ほど御説明する調整点数においてこの項目を新たに設けております。

それでは、表の内容を御説明いたします。

①の就労の事由の点数につきましては、現行の選考基準の内容を整理し、支給認定における保育標準時間及び保育短時間の区分との整合性を図り、右の改正案の点数配分としております。

②の出産前後の場合は現行と同じ取扱いとし、③の疾病・障がいの場合については現行の項目を整理し点数を配分しております。

5ページを御覧ください。

④の介護・看護の場合も、現行の項目を整理し、支給認定における保育標準時間及び保育短時間の区分との整合性を図り点数を配分しております。

⑤の災害復旧の場合は現行どおりとし、⑥の求職活動の場合につきましては、新制度における改正案として、主として生計を維持する者が失業し求職活動中である場合に、5点とする案を新たに設けております。

ここで補足させていただきますと、この主として生計を維持する者というのは、これまで生計を維持していた者という意味合いになります。

また、ここで5点が適用されるケースは、求職活動に限らず起業準備なども対象になるものと思われしますので、主として生計を維持していた者が失業し、求職活動及び起業準備などを行っている場合には5点を適用というように捉えていただければと思います。

なお、主として生計を維持していた者を特定する際は、所得や扶養関係、世帯の状況により個々で事情が異なると考えられますので、これまでの保育料算定の際の家計の主宰者



の考え方を基本とし、個々の状況に応じて判断してまいります。

⑦の就学及び職業訓練の場合につきましては現行どおりとし、⑧のその他につきましては、父又は母が不存在、つまりひとり親の場合に、8点が採用される仕組みとなっているものです。

下の備考欄については、現行の取扱いをそのまま引き継ぐものです。

6ページを御覧ください。

(2) 調整点数について御説明いたします。

4ページ及び5ページの基準点数のほか、この調整点数を合計した点数が高い児童から、優先的に保育施設の利用が決まっていく仕組みとなっております。

全体としては、子ども・子育て支援法で用いられている語句で項目の整理を行ったほか、改正案の⑧から⑫にかけては、兄弟児で同じ施設の利用が可能となるよう項目を追加し、点数を調整しております。

先に御説明しました、特例となっていた転園希望の際の取扱いについては、⑧の項目を設け、5点を加算することとしております。

その他、新たな追加項目として⑭及び⑮がございます。

⑭では、地域型保育事業を利用できる子どもは2歳までとなっており、本来は連携施設の確保が必要とされておりますが、新制度開始から5年間は連携施設を確保しないことができる経過措置が設けられていることから、卒園児、つまり3歳になったら、連携施設が確保されていなくとも優先的にいずれかの保育施設を利用することができるよう、8点を加算するものです。

⑮につきましては、先ほど御説明しましたとおり、同居の祖父母などが保育できる状況でも新制度では保育の利用が可能となったことから、そのような場合には保育の代替手段があるという意味合いで求職活動の事由の2点を参考とし、マイナス2点を設定したものです。

以上が、利用調整基準に関する主な変更点でございます。

最後に、今回の制度改正に伴う手続きや変更となる内容につきましては、利用者及びこれから新規申込みを行う方々に対しましても、わかりやすく丁寧な説明を心掛け、スムーズに教育及び保育の利用が行われるよう対応してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、説明をいただきました。何か御質問等、御意見ございますか。

○委員

育児休業の予約のことについては、ここに含まれるのでしょうか。

○事務局

育児休業取得の際の予約の制度を設けておりますが、これとは別の基準となっております。予約が決まりますと通常の場合より早く保育の利用が決まりますが、予約が取れなかった方は、ここでの案の基準にのっとり利用調整が行われることとなります。

○委員

予約に関する基準というものは公表されているのでしょうか。

○事務局

予約の実施につきましては、新年度用の実施要領を定め運用を始めたところですが、この内容については市のホームページに掲載しておりますので、そちらで御確認できるところでございます。

○事務局

補足いたしますと、入所予約は八戸市独自に実施しているもので国の制度にはないものでございますので、今回の支給認定基準や利用調整とは別のものとなります。今御審議いただいているものとは別に、予約のところについては八戸市独自のものとして既に定めておりまして、市民の皆様向けに発出しております。

○委員

予約入所というものを御存じでない方がいるのではということと、雇用保険に入っていないために対象とならない方についての今後の考えは。

○事務局

育児休業制度そのものが雇用保険に入っている方が前提となるために、雇用保険に入っていない場合は育児休業自体がないため、育児休業明けによる入所の予約という取扱いができないものでございます。

○会長（議長）

他にございませんか。ないようですので、教育・保育給付に係る支給認定基準（案）及び保育利用調整基準（案）は了承したものといたします。

続きまして、（3）その他について、委員の皆様から何かございませんか。

○委員

これから新しくなると税額区分が変わりますが、所得税額から市民税額となるため保育料が高くなる方や低くなる方があるのでしょうか。

○事務局

新たな基準額表を作成する際に、所得税額に対応する市民税額を設定するため基本的に保育料が変更とならないようにしたいと考えております。なお、国の利用者負担額案については、父母と子ども2人のモデル世帯を基準として保育料を設定しているため、子どもの数などによって保育料が高くなったり低くなったりすると思われそうですが、新制度に伴って市としては保育料が高くなることは避けたいと考えております。低くなる場合については検討中でございます。

○議長（会長）

他にございませんか。ないようですので、事務局から何かございますか。

○事務局

次回会議の開催日についてですが、11月18日火曜日の13時30分から開催いたします。開催場所については、隣の第3委員会室となります。

今回の会議では、主な議案として、保育料の設定案についての御審議を予定しております。以上でございます。

○会長（議長）

ただいまの説明についてなにかございますか。

では、ないようでございますので、本日、予定していた議事は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

（閉会 14：24）

以上